

## ＜大川小訴訟＞ 遺族、和解選ばず「判決 学校防災の礎に」

東日本大震災の津波で犠牲になった石巻市大川小の児童23人の遺族が、市と宮城県に約23億円の損害賠償を求めた訴訟で、遺族側は和解ではなく判決を選択した。控訴審は事前防災の是非が焦点となっており、判決は全国の教育現場にとって新たな「指針」となる公算が大きい。「学校防災の礎になる判決を示してほしい」。遺族が判決を選んだ背景には、司法に託した強い思いがある。（大川小事故取材班）

控訴審が結審した23日、亀山絃市長と村井嘉浩知事はそろって「和解による解決に至らなかったことは大変残念」との談話を出した。直前に仙台高裁が原告、被告の双方に和解の意思があるかどうか打診し、遺族が判決を求めたため、和解勧告は見送られていた。

提訴直後の2014年5月、亀山市長は「提訴内容は納得できず、和解はしない」と公言し、争う姿勢を鮮明にした。方針が一転したのは16年10月、仙台地裁が学校の過失を認め、約14億円の賠償を市と県に命じた直後。市と県は早々と控訴を決める一方、和解に前向きな考えを打ち出した。

2014年 3月10日		児童23人の19遺族が約23億円の損害賠償を求め、石巻市と宮城県を仙台地裁に提訴
13日	市長	「訴状の中身を見た上で判断したい」
5月 8日	市長	「和解はしない。提訴内容は納得できない」
19日		第1回口頭弁論
	知事	「市の対応を見守りつつ県として適切に対応する」
16年10月26日		仙台地裁、石巻市と宮城県に児童23人の遺族に約14億円の賠償を命じる判決
	市長	「結果を重く受け止めている」
	知事	「市と協議し、対応を判断したい」
28日	市長	「受け入れられない内容を含んでいる」
11月 7日		市と県が控訴
	市長	「予見可能性と結果回避義務違反の2点に納得できない」
	知事	「1審判決は承認しがたい点がある。上級審の判断を仰ぎたい」 「互いが争うのは法治国家ではやむを得ない」
9日		遺族側も控訴
	市長	「今の時点で和解は考えてない」 「裁判所から和解提案があった場合はしっかり考えたい」
12月 6日	知事	「教員の責任を認めた判決が確定すれば、今後の判例に影響を与える」
17年12月 4日	市長	「市から積極的に和解案を出すことは考えていない」
18年 1月 4日	市長	和解について市から考えを示すことはないのか、と問われ 「そうですね」
23日		控訴審が結審
	市長	「できることなら和解により解決したいという思い」
	知事	「和解による解決に至らなかったことは大変残念」
29日	知事	「何が何でも和解というより、裁判所から話ができれば歩み寄る心づもりがあった」

和解は両当事者が協議し、謝罪や再発防止策など金銭以外の条件を盛り込める。ただ、「完敗」の回避など戦略的に利用されることもあり、市民が思い描く「仲直り」のイメージとは異なる例も少なくない。

一方、判決は司法による詳しい事実認定が得られ、先例的価値を持つ。原告と被告は、こうした長短を比較考量しながら最善の解決策を探ってきた。

園児5人が津波で亡くなった石巻市の私立幼稚園を巡る訴訟では、「園側が法的責任を認め、心から謝罪する」との条件を付け、控訴審で和解した。だが、謝罪は和解条件を記した書面にとどまり、遺族に対する直接の謝罪はなかった。

大川小訴訟の原告となった児童遺族は一審から事前防災の不備を指摘し、「失われた命を無駄にせず、学校防災の向上につながる司法判断を望む」と一貫して訴え続けてきた。19遺族全員が判決を選択したのは、二度と同じ悲しみを経験する親が出ないよう、司法に願いを託したからだ。

控訴審判決は災害時の対応を定めたマニュアルの在り方や、学校、教育委員会が果たすべき組織的責任に踏み込む見通し。これらは09年4月施行の学校保健安全法が明文化した内容でもあり、判決の内容次第では、子どもたちの「命」や「安全」を巡り、全国の教育現場が抜本的な改革を迫られる可能性がある。

高裁判決は4月26日に言い渡される。

2018年01月31日水曜日